



第1章

市民との積極的な協働を進めるまちづくり

第1節 情報公開の推進

第2節 市民との協働の推進

第3節 男女共同参画社会の推進

第4節 地域づくり活動の推進

第5節 交流と連携の推進



第1節

情報公開の推進



現状と施策目標



- 市民による市政の積極的な参加を促すため、行政運営の透明性、公平性の確保、情報公開の徹底が求められています。
- 市民に身近な行政サービスについて、利便性の向上のため、事務を一層効率化する必要があります。
- 市民と行政が共通の問題意識と目標を持ち、まちづくりへの積極的な市民参加を促進し、力をあわせてまちづくりを進める必要があります。
- 市の保有する情報の公開を推進し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視及び参加の充実に努めます。
- 電算システムを活用し、行政事務を効率化することにより、市民の利便性向上を推進します。
- 市民から様々な方法で提言等を聴き、その声を市政に反映させるとともに、市の施策を正確かつ迅速に市民に周知し、市民の正しい理解と協力を得られるよう努めます。

施策の体系



情報公開の推進

- 透明性、公平性の確保
- 情報の共有化
- 広聴広報の強化





施策の方向



1-1 透明性、公平性の確保

行政文書の開示請求に対する迅速な対応に努めるとともに、開示についての実施状況を公表するなど、情報公開を推進します。

1-2 情報の共有化

電算システムの活用により、一層の事務の効率化を進め、職員の情報処理能力の向上や職員間の情報共有を進めることにより、市民が必要とする情報を、より早く正確に提供できる体制の構築に努めます。

また、市民の利便性向上のため、全国ネットワークである住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワーク（L GWAN）、これに伴う公的個人認証・組織認証の仕組みを有効活用し、共同開発により、低コストで電子申請システムの運用・拡充を行うよう努めます。

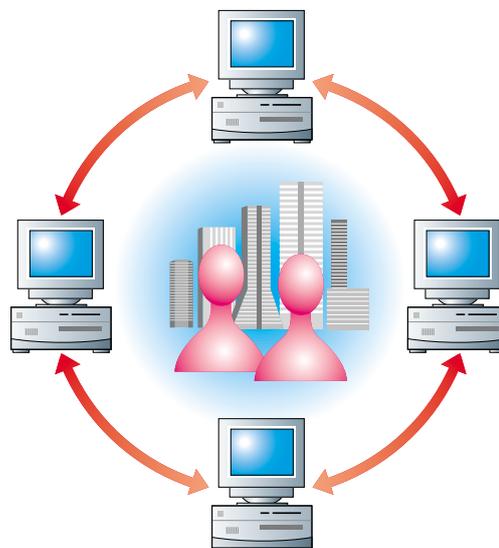
1-3 広聴広報の強化

市民参加の市政を推進するため、市民と行政が情報を共有し、双方向の関係を構築することが求められることから、市政懇談会、市長室の開放、市長への手紙など各種事業の更なる改善・充実に努めます。

また、ブロードバンドの急速な普及により、ホームページを活用した情報発信が求められることから、従来の広報活動では実現が困難であった、「迅速」で「インパクトのある」情報発信に努めます。

主要事務事業

- ・ 広聴広報事業
- ・ 市長室開放事業
- ・ 市長への手紙
- ・ 電子自治体推進事業



第2節

市民との協働の推進



現状と施策目標



- 人権相談、行政相談、法律相談など、市民の身近な問題に対する相談は増加傾向にあり、きめ細かな対応が求められています。
- 社会の多様化に伴い、行政と市民活動をつなぐNPOやボランティアの活動は、既に大きな社会的役割を担っており、今後ますますその活動に対する期待が大きくなると考えられることから、更なる市民活動意識の浸透を図る必要があります。
- 当市の厳しい財政事情の中、多様化する市民ニーズへの的確な対応と、より効果的・効率的な行政運営が求められています。
- 地域経済を活性化させるため、構造改革特区や地域再生計画といった新たな制度の活用を検討する必要があります。
- 市民から相談されることの多い身近な問題について、きめ細かく丁寧に対応し、市民満足度の向上に努めます。
- 限られた財源の中で行政サービスの見直しを行うため、「民間でできることはできるだけ民間に」の観点から、官民間で役割を分担し、行政サービスの維持向上と経費節減に努めます。
- 協働に対する意識の醸成を図るとともに、協働の可能性の発掘と情報の共有に努め、効果的な協働を積極的に推進します。
- 行政運営手法について広い視点から情報の収集、調査研究を行い、多様な手法を導入することにより行政運営の効率化に努めます。

施策の体系



市民との協働の推進

- きめ細やかな行政サービス
- 行政と民間との役割分担
- NPO、ボランティアとの協働の推進
- 新たな行政運営の検討



施策の方向



2-1 きめ細やかな行政サービス

年々増加している、人権に関する相談、行政相談について、人権擁護委員、行政相談委員による相談会を開催するとともに、専門家による無料法律相談を開催し、市民の抱える身近な問題にきめ細かく対応できる体制の構築に努めます。

また、市民からの相談に対しては、市民の知りたいことがわかるよう明るく丁寧に説明し、安心して相談できる環境の創出に努めます。

2-2 行政と民間との役割分担

市が行う事業の実施にあたっては、積極的に民間委託を推進し、民間のノウハウを活用することにより、経費の節減を図りながら行政サービスの維持向上を図ります。

また、市の施策の進行管理、事務事業の見直しに行政評価の手法を導入することにより、市民が実際に必要としている事業の選択と集中を進め、効果的・効率的な行政運営を推進します。

2-3 NPO、ボランティアとの協働の推進

NPOやボランティア団体の育成、支援を積極的に行うほか、講演会等啓発活動を行うことにより、協働の意識醸成に努めます。

また、NPOやボランティアと積極的に情

報を交換し、事業実施に際しては、協働の可能性を共に検討し、効果的な市民との協働の実施に努めます。

2-4 新たな行政運営の検討

構造改革特区、地域再生計画、PFI（※）といった多くの行政運営手法についての情報収集、調査研究を行い、時代に即した行政運営へ向けた取組みを推進します。

また、以上のことを行うため、市政改革プログラムに基づき、各種見直しを実施します。

主要事務事業

- ・人権相談事業
- ・行政相談推進事業
- ・市民相談事業
- ・地域づくり関連講演会事業
- ・市民協働道路維持補修事業
- ・快適生活環境確保対策事業
- ・交通安全対策推進事業
- ・防犯活動推進事業

※PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。

第3節

男女共同参画社会の推進



現状と施策目標



- 性別による固定的な役割分担が慣習として引き継がれ、男女共同参画社会の形成を妨げていることから、男性の家事、育児、介護への参加など市民意識の醸成が不可欠となっています。
- 各種審議会、委員会などへの女性の登用は上昇傾向にあるものの、未だ女性委員のいない審議会、委員会が存在するなど、政策に女性の意見が積極的に反映されるまでには至っていない状況にあります。
- 女性はこれまで固定的な役割分担意識や慣習により男性の補助的な役割を担い、その能力があまり重要視されず、必要な知識や経験と判断力が不足していると考えられる傾向があったことから、女性の積極的な参画意欲の向上が求められています。
- 市民が家庭や地域、職場などあらゆる場において、お互いを理解し、協力と感謝する心をもった思いやりのある男女共同参画社会の推進に努めます。
- 市政に女性の豊かな発想や能力を生かすため、政策・方針決定の場である各種審議会、委員会などに、積極的に女性委員を登用するよう努めます。
- 女性が自らの視野を広げ、意識と能力を高め、様々な分野で主体的に参画するため、人材の育成を積極的に推進し、男女共同参画社会のリーダーの育成に努めます。

施策の体系



男女共同参画社会の推進

- 市民の意識の醸成
- 審議会委員等への積極的な登用
- リーダーの養成



施策の方向



3-1 市民の意識の醸成

市民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の障害となる問題を意識し、その解決に向けて家庭や地域、職場など身近なところから実践することのできる環境づくりに努めます。

また、仕事と家庭の両立が図られるよう、男性を含めた多様な働き方の実現に関するセミナーの開催や広報・啓発活動に努めます。

3-2 審議会委員等への積極的な登用

男女双方の意見を市政に反映するため、女性の豊かな発想や優れた能力を政策に生かすことが求められています。

女性の意見が積極的に市政に反映されるまでには至っていない状況にあることから、市の施策・方針決定の場である各種審議会、委員会などへの女性委員の登用を積極的に推進することにより、女性の社会参画に対する市民意識の醸成を図り、調和のある男女共同参画社会の実現に努めます。

3-3 リーダーの養成

女性団体等の活動支援を行うとともに男女共同参画推進事業の開催やサポーターの養成講座など様々な研修機会を提供し、男女共同参画社会の担い手を育成するとともに、広い視野と自覚を持ったリーダーの養成に努めます。

主要事務事業

- ・男女共同参画推進事業
- ・さわやか共同参画の集い
- ・男女共同参画サポーター養成講座



第4節

地域づくり活動の推進



現状と施策目標



- 各地域の課題解決にあたっては、これまで、地域からの要望により、行政が解決に当たるといった手法が一般的でしたが、近年、地域での課題、要望は多様化しており、各地域が機動性を持って主体的に取り組むことが必要となっています。
- 市民の生活様式の多様化に伴い、行政サービスへの需要は質的にも量的にも増加してきているため、行政と住民とが積極的に協働し、新たなパートナーシップのもとにまちづくりに取り組むことが必要となっています。
- 各地域が行政との協働のもと、自ら地域の課題解決へ向けて取り組みを行い、各地域の実態に応じたまちづくりを行うことができるよう、サポート体制を構築します。
- 地域づくり活動や地域振興のための取り組みを積極的に展開している町内会、まちづくり団体等に対して支援を行い、住民がまちづくりに主体的に参画できる個性豊かな地域社会の創出に努めます。

施策の体系



地域づくり活動の推進

個性ある地域社会の形成

住民自治の推進





施策の方向



4-1 個性ある地域社会の形成

市民が、住んでいる地域に誇りや愛着を持ち、地域からの発想や個性、その地域にしかない歴史・文化や資源を大切にし、地域らしさを追求しながら、自らのまちづくりに主体的に取り組むことができるよう、適切なサポート体制の構築に努めます。

また、総合支所機能の充実を図ることにより、地域の特徴や地域固有の資源を生かしながら、市民と行政の協働による、地域の顔が見えるまちづくりを推進します。

4-2 住民自治の推進

地域づくり活動や地域振興のための取り組みを積極的に展開している町内会、まちづくり団体等に対して「地域コミュニティ振興事業」や、「自主防災組織育成事業」による支援を行い、住民がまちづくりに主体的に参画できる個性豊かな地域社会の創出に努めます。

また、今後さらに地域で活動する団体に対して、地域活動に関連する研修会やイベント、各種市民活動団体等の情報を提供するとともに、活動の推進に向けたPRを行い、地域が主体のまちづくりを推進します。

主要事務事業

- ・地域コミュニティ振興事業
- ・地域まちづくり委員会事業
- ・自主防災組織育成事業



第5節

交流と連携の推進



現状と施策目標



- 久慈広域圏内市町村は、広域的な取り組みによって、広域圏共通の課題を効率的・効果的に解決する必要があります。
- 広域行政を担う広域行政組織は、財政運営の効率化及びサービスの向上を図る必要があります。
- 全国的な人口の減少が進む中であって、本市においても人口減少による行財政運営への影響が懸念されています。
- 久慈広域圏における産業の振興は、県内他広域圏に比べて立ち遅れている状況にあります。
- 本市では、国際交流事業が継続的に行われていますが、国際化を身近なものとするため、更に国際交流を進める必要があります。
- 久慈広域圏共通の課題を効率的・効果的に解決するため、広域圏内町村となお一層の交流・連携を推進し、情報の共有化を図ります。
- 久慈広域圏内の広域行政組織の更なる合理化を推進します。
- 地域経済活性化を促進するために、体験型観光等を活用した交流人口の拡大に努めます。
- 久慈圏域と、八戸・二戸圏域との連携を図り、それぞれの地域資源を活かした地域振興を推進します。
- 市民レベルでの国際理解・国際交流が図られるよう民間団体の活動を支援するとともに、国際姉妹都市との交流の推進に努めます。

施策の体系



交流と連携の推進

広域圏内の交流・連携の推進

国際交流、他圏域等との交流・連携の促進



施策の方向



5-1 広域圏内の交流・連携の推進

社会基盤の整備・産業振興及び防災対策などの広域圏住民の共通課題を、それぞれの個性や魅力を生かし、効率的・効果的に解決するため、広域圏内町村とより一層の交流・連携の強化に努め、情報の共有化を図ります。

また、久慈広域圏の広域行政組織について、財政運営の効率化及びサービスの向上を図るため、更なる合理化を推進します。

5-2 国際交流、他圏域等との交流・連携の促進

(1) 体験型観光等による交流人口の拡大

平庭高原などの豊かな自然資源や体験施設を活用し、首都圏等からの教育旅行を誘致する他、「団塊の世代」等を対象とした自然体験ツアーを実施することにより、地域の魅力を生かした交流人口の拡大に努めます。

(2) 青森県南等近隣地域との交流

歴史的・文化的つながりの深い八戸・二戸圏域と積極的に連携を図り、県境によらない人的・物的交流を進めることにより、それぞれの地域資源を最大限活用した地域振興を推進します。

(3) 国際交流の推進

中学生及び高校生の海外派遣を行い国際的な視野を持った人材育成を図るとともに、市民レベルでの国際理解・国際交流を推進するため、その担い手となる国際交流団体の充実・支援を図ります。

また、これまで培ってきた国際姉妹都市との交流の推進に努めます。

主要事務事業

- ・ 体験型教育旅行受入事業
- ・ 八戸・久慈・二戸三圏域連携事業
- ・ 中高生海外派遣事業
- ・ 団塊世代交流定住促進事業





久慈溪流